

平成二十三年政令第百五十一号による改正前の地方公務員等共済組合法施行令
(昭和三十七年政令第百五十二号)(抄) ※改正令による読替後

最終改正：平成二十三年三月三十一日政令第五十九号

第十一章 共済会

(重複期間の取扱い)

第六十九条 法第百六十条の二第一項に規定する政令で定める年金制度は、次に掲げる法律に定める年金制度とする。

一 厚生年金保険法

二 国の新法

三 法（第九章の二に限る。）

四 私立学校教職員共済法

五 旧農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。）

六 旧船員保険法

2 法第百六十一条の二第一項に規定する政令で定める期間は、前項各号に掲げる法律に定める年金制度の適用を受ける期間のうち昭和四十九年九月一日以後の期間とする。

3 在職期間のうち重複期間（法第百六十一条の二第一項に規定する重複期間をいう。以下この条において同じ。）でない期間が三十年以上である地方議会議員（法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下同じ。）の退職年金の額については、法第百六十一条の二第一項の規定は適用しない。

4 在職期間（三十年を超える場合に限る。）のうち重複期間でない期間が三十年を下回る地方議会議員の退職年金の額についての法第百六十条の二第一項の規定の適用については、同項中「重複期間を在職期間で除して得た割合」とあるのは、「在職期間のうち重複期間でない期間を三十年から控除した期間を三十年で除して得た割合」とする。

5 法第百六十一条の二第一項の規定を適用する場合において、重複期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 6 在職期間のうち二以上の重複期間を有する地方議会議員の退職年金の額についての法第百六十一条の二第一項及び前三項の規定の適用については、これらの規定に規定する重複期間は、当該二以上の重複期間を合算した期間とする。

(高額所得による退職年金の支給停止基準額等)

第六十九条の二 法第百六十四条の二第一項に規定する政令で定める金額は、百九十万四千円とする。

- 2 法第百六十四条の二第一項及び第二項の規定による退職年金の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の退職年金について行う。ただし、退職年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

(給付の制限)

第七十条 地方議会議員が禁錮以上の刑に処せられ、又は除名された場合には、法第百六十四条の三第一項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は除名されたとき以後、その地方議会議員であった在職期間に係る共済給付金の額のうち、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に掲げる割合に相当する金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の二十

二 除名された場合 当該除名に係る地方議会議員の任期中の月数が当該共済給付金の基礎となった在職期間の月数のうちに占める割合に百分の二十を乗じて得た割合

- 2 退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を受ける権利を有する者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、法第百六十四条の三第一項又は第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、その百分の二十に相当する金額を支給しない。

- 3 第一項又は第二項の規定を適用する場合において、これらの規定に定める給付の制限に同時に該当するときは、その該当することとなつた日以後の期間については、そのうちの高い割合による給付の制限を定めている規定の定めるところによる。

- 4 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた共済給付金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

〔関係条文〕 旧本法一六四の三③（刑の執行期間中の支給停止）

〔関係法令〕 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律四四三①（人の資格に関する経過措置）、刑法一二（拘禁刑）・二五（刑の全部の執行猶予）・二六（刑の全部の執行猶予の必要的取消し）・二六の二（刑の全部の執行猶予の裁量的取消し）・二六の三（刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し）・二七（刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果）

（収支均衡拠出金）

第七十一条 市議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、町村議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

- 一 当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額が、市議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員共済会の共済給付金（法第百五十八条に規定する共済給付金をいう。次号及び第三項第一号において同じ。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第一項において「市議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合
- 二 当該事業年度の前々事業年度におけるイに定める額をロに定める額で除して得た率（第三項第二号において「町村議会議員共済会の収支比率」という。）が当該前々事業年度におけるハに定める額を二に定める額で除して得た率（同号において「市議会議員共済会の収支比率」という。）を上回る場合
- イ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額
- ロ 町村議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

ハ 市議会議員共済会の共済給付金に係る支出として総務大臣が定めるものの額の合計額

ニ 市議会議員共済会の共済給付金に係る収入として総務大臣が定めるものの額の合計額

2 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。

一 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号ハに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ニに定める額で除して得た率

二 当該事業年度の前々事業年度における前項第二号イに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ロに定める額で除して得た率

3 町村議会議員共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員共済会に対して収支均衡拠出金を拠出する。

一 当該事業年度の初日における町村議会議員共済会の積立金の額が、町村議会議員共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員共済会の共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（次条及び第七十一条の三第二項において「町村議会議員共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合

二 当該事業年度の前々事業年度における市議会議員共済会の収支比率が当該前々事業年度における町村議会議員共済会の収支比率を上回る場合

4 前項の収支均衡拠出金の額は、第一号に定める率と第二号に定める率とが等しくなる場合における第一号の一定額に相当する額とする。

一 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号イに定める額に一定額を加算して得た額を当該前々事業年度における同号ロに定める額で除して得た率

二 当該事業年度の前々事業年度における第二項第二号ハに定める額から前号の一定額を控除して得た額を当該前々事業年度における同項第二号ニに定める額で除して得た率

5 前各項に定めるもののほか、収支均衡拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(支給安定化拠出金)

第七十一条の二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同法による改正前の法第百五十一条第一項第二号に規定する市議会議員存続共済会（以下「市議会議員存続共済会」という。）は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会（以下「町村議会議員存続共済会」という。）に対して支給安定化拠出金を拠出する。

一 当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の市議会議員存続共済会の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例退職一時金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「市議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）を上回る場合

二 当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の決算の状況を勘案しその額を確保しなければ当該事業年度の町村議会議員存続共済会の旧共済給付金及び特例共済給付金の支給に支障が生じるおそれがある額として総務大臣が定める額（以下「町村議会議員存続共済会の基準積立金額」という。）を下回る場合

- 2 前項の支給安定化拠出金の額は、町村議会議員存続共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。
- 3 町村議会議員存続共済会は、各事業年度において、次の各号のいずれにも該当する場合には、市議会議員存続共済会に対して支給安定化拠出金を拠出する。
 - 一 当該事業年度の初日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の基準積立金額を上回る場合
 - 二 当該事業年度の初日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の基準積立金額を下回る場合
- 4 前項の支給安定化拠出金の額は、市議会議員共済会の基準積立金額から当該事業年度の初日における市議会議員共済会の積立金の額を控除した額に相当する額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、支給安定化拠出金の拠出に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（拠出金を拠出することにより積立金の額が基準積立金額を下回る場合の特例）

- 第七十一条の三 市議会議員存続共済会が前条第一項及び第二項の規定に基づき支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、当該支給安定化拠出金を拠出するとしたならば当該事業年度の末日における市議会議員存続共済会の積立金の額が市議会議員存続共済会の基準積立金額を下回ることとなるときは、これらの規定にかかわらず、市議会議員存続共済会は、当該事業年度において、市議会議員存続共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる市議会議員存続共済会の積立金の額を控除して得た額を当該支給安定化拠出金の額から控除して得た額を町村議会議員存続共済会に対して拠出する。
- 2 町村議会議員存続共済会が前条第三項及び第四項の規定に基づき支給安定化拠出金を拠出することとなる場合において、当該支給安定化拠出金を拠出するとしたならば当該事業年度の末日における町村議会議員存続共済会の積立金の額が町村議会議員存続共済会の基準積立金額を下回ることとなるとき

は、これらの規定にかかわらず、町村議会議員存続共済会は、当該事業年度において、町村議会議員存続共済会の基準積立金額から当該下回ることとなる町村議会議員存続共済会の積立金の額を控除して得た額を当該支給安定化拠出金の額から控除して得た額を市議会議員存続共済会に対して拠出する。

（共済会に係る地方公共団体の報告等）

第七十二条 地方公共団体は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 地方議会議員の数を地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）に報告すること。
- 二 地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）の就職、退職及び死亡に関する事項を存続共済会に報告すること。
- 三 地方議会議員の報酬の総額に関する事項を存続共済会に報告すること。
- 四 地方議会議員の報酬の改定に関する事項を存続共済会に報告すること。
- 五 地方議会議員（地方議会議員であつた者を含み、平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを存続共済会に送付すること。
- 六 存続共済会から給付金その他地方議会議員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。
- 七 地方議会議員（平成二十三年六月一日前に地方議会議員であつた期間を有する者に限る。）の履歴の証明をすること。

〔関係条文〕 旧本法一七〇の二、旧施行規則一六の三（地方公共団体の報告等）

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方公務員共済組合法の施行の日（昭和三十七年十二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十二条から附則

第十四条まで及び附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

（互助会の未納掛金に係る利息の計算）

第三十八条 法附則第三十五条第一項に規定する利息の額は、同項に規定する未納金に相当する金額につき年十四・六パーセントの割合で、当該未納となつた互助会の掛金の納期の翌日から同項の規定による払込みがあつた日の前日までの期間の日数に応じて計算した金額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）とする。

〔関係条文〕 旧施行令附七十五（未納掛金の払込みをしない者の取扱い）

（市町村の廃置分合等に伴う共済会の権利義務の承継）

第三十九条 市町村の廃置分合その他これに準ずる処分により町村が市となつた場合においては、町村議会議員存続共済会の権利義務のうち当該市となつた町村の議会の議員に係るものは、総務省令で定めるところにより、市議会議員存続共済会が引き継ぐものとする。

（互助会の会員であつた者に関する経過措置等）

第七十五条 施行法第百一条第一項に規定する互助会の会員であつた期間には、法附則第三十五条第一項の規定により払い込まなければならない金額を払い込まなかつた者の当該払い込まなければならない金額の算定の基礎となつた期間を含まないものとする。

2 （略）

3 都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間（施行法第百一条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。次項において「共済会等の会員であつた期間」という。）が三十年以上である地方議会議員に係る年金である共済給付金については、施行法第百二条の規定は適用しない。

4 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員（在職期間が三十年を超える者に限る。）で共済会等の会員であつた期間が三十年を下回るものに係る年金である共済給付金についての施行法第百二条の規定の適用について

は、同条中「当該在職期間」とあるのは「在職期間のうち当該共済会の会員であつた期間（前条第一項及び第二項の規定により当該共済会の会員である期間とみなされる期間（昭和三十六年七月一日以降の期間に限る。）を含む。）を三十年から控除した期間」と、「前条第二項」とあるのは、「同条第二項」とする。

（沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い）

第七十五条の二 施行法第百四条第二項に規定する政令で定める期間は、沖縄の共済会の特殊組合員としての期間のうち施行法第七十九条第一号の期間以外の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄の共済会の規定による長期給付の基礎となつた期間は、都道府県議会議員共済会の会員であつた期間に該当しないものとする。

3 施行法第百二条の規定は、施行法第百四条第二項の規定により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなされる期間で昭和四十五年七月一日前のものを有する法第百五十一条第一項に規定する共済会の会員又はその遺族に年金である法第百五十八条に規定する共済給付金を支給する場合について準用する。

4 施行法第百四条第四項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 死亡
- 二 市町村の廃置分合又は境界変更の処分
- 三 その他総務省令で定める理由

5 施行法第百四条第四項に規定する年金たる共済給付金の額は、当該退職当時の標準報酬月額として総務省令の定めるところにより算出した額を基礎として、沖縄の共済会の規定の例により算定した額とする。

〔関係条文〕 旧施行規則五の一四（総務省令で定める理由）・五の一五（総務省令で定めるところにより算出した額）